

東日本大震災により被災された皆様へ

～ 中小企業退職金共済制度の特例措置のご案内 ～

中小企業退職金共済制度をご利用の方で、東日本大震災により被災された方については、掛金の納付期限延長、退職金の請求手続の簡素化等の特例措置があります。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

制度に加入しているかどうかのお問い合わせもできます

中小企業退職金共済制度には以下の種類があります

○中小企業退職金共済制度【中退共制度】

業種を問わず、中小企業が任意で加入する退職金制度です。

加入事業所を退職する際に事業主から渡される「退職金(解約手当金)請求書」を(独)勤労者退職金共済機構に提出することにより、退職金が支払われます。

○特定業種退職金共済制度

建設現場・清酒製造業・林業で働く方々のための退職金制度です。

加入事業主の方が、従業員の方々の共済手帳に掛金となる共済証紙を貼り、その従業員がそれぞれの業種で働くことをやめたときに、この手帳を(独)勤労者退職金共済機構に提出することより、退職金が支払われます。

※加入従業員が亡くなった場合は、ご遺族が退職金を請求することができます。

お問い合わせ先

独立行政法人勤労者退職金共済機構

中小企業退職金共済制度(中退共制度)

TEL:0120(953)681 FAX:03(3435)8077

(受付時間は平日9:00～18:00)

特定業種退職金共済制度(建設業、清酒製造業、林業)

TEL:0120(221)320 FAX:03(5400)4166

(受付時間は平日9:00～18:00)

※土日祝日も受付を行います。(4月中)

TEL:0120(221)320 (中退共・特退共共通)

(受付時間は9:00～18:00)

ホームページ: <http://www.taisyokukin.go.jp/>

東日本大震災により被災された皆様へ

～ 財形持家融資制度の特例措置のご案内 ～

(独)雇用・能力開発機構から事業主等を通じて財形持家融資を受けて現在返済中の方で、東日本大震災により被災された方については、返済方法を変更することができます。

返済方法の変更内容

- (1) 元金の返済を最長3年間にわたり、猶予することができます。また、返済の猶予期間中は金利を最大1.5%引き下げます。
- (2) 返済期間を最長3年間延長することができます。

対象となる方

- (1) 勤務先が損害を受け、著しく収入が減少した方
- (2) 融資住宅等が損害を受け、その復旧に相当の費用が必要な方
- (3) 債務者又は家族が死亡・負傷したため、著しく収入が減少した方

お問い合わせ先

具体的な条件等については、

- ・現在ご返済中の財形融資業務取扱金融機関 又は
 - ・(独)雇用・能力開発機構 勤労者財産形成部回収課
- までお問い合わせください。

TEL:0120(989)534 FAX:045(683)1267

(受付時間:9:00～18:00)

ホームページ:<http://www.ehdo.go.jp/index.html>